

都市計画道路境域明示の流れ

都市計画法に基づき都市計画決定された都市計画道路において、都市計画道路の境域明示を必要とする土地所有者は「都市計画道路境域明示」の申請をしてください。

■申請

●申請

・所定の「都市計画道路境域明示申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて受付窓口へ提出してください。
(※添付書類不足の場合は受付できませんのでご注意ください。)

●手数料

・都市計画道路境域明示申請 1件につき、500円
ただし、申請地番が都市計画道路区域内にある場合は免除となります。
(手数料が発生する場合は、「大阪都市計画道路境域明示図」の交付準備ができましたら、事前にお知らせしますので、窓口での受け取りの際にお支払いください。)

●図上明示

・現況平面図(縮尺1/500)に都市計画道路境域明示線を記入した図面を交付します。

●現地明示

・現地において都市計画道路境域明示線を示したうえで、基準点等を用いて都市計画道路境域明示線が確認できる図面を交付します。

■受付窓口

大阪市建設局総務部測量明示課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATビルITM棟6階
TEL:06(6615)6651/FAX:06(6615)6578

【図上明示】

【現地明示】

■申請書の調査

■現地調査・確認

■現地立会日程調整等

・必要に応じて現地立会を行います。

■現地立会

■図面の作成

・「大阪都市計画道路境域明示図」を本市にて作成します。

■明示図の交付

・「受付票兼引換書」を持参していただき「大阪都市計画道路境域明示図」を1部交付します。